合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）
（消滅会社：会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光　宏昌

東京都港区芝一丁目 10 番 11 号
株式会社グッドサイクルシステム
代表取締役　大石　憲司

株式会社イーエムシステムズ（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）は、2026 年 10 月 16 日の取締役会において、2027 年１月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社グッドサイクルシステムを吸収合併消滅会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うことを決議し、吸収合併消滅会社との間で吸収合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第２項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第１項に定める略式合併となります。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第１項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

１．吸収合併契約の内容に関する事項

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

吸収合併消滅会社は、2026年７月１日付けで、同社が営む保険薬局支援システムに関する販売及びサービス業務（これに伴う顧客との契約上の地位並びに権利義務を含む。）を、吸収合併存続会社へ移管いたしました。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

７．事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

（別紙１）

合併契約書

株式会社イーエムシステムズ（以下、「甲」という。）及び株式会社グッドサイクルシステム（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併を目的として契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）
甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

第２条（合併をする会社の商号及び住所）
本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（１） 吸収合併存続会社
商号：株式会社イーエムシステムズ
住所：大阪市淀川区宮原一丁目６番１号

（２）吸収合併消滅会社
商号：株式会社グッドサイクルシステム
住所：東京都港区芝一丁目 10 番 11 号

第３条（合併の効力発生日）
本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2027 年１月１日とする。但し、本合併に係る手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することが出来る。

第４条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）
甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対する株式の発行、割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

第５条（資本金及び準備金）
本合併によって、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第６条（合併承認決議の省略）
１．甲は、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、本合併及び本契約に必要な事項に関する株主総会の承認決議は経ないものとする。
２．乙は同法第 784 条第１項の規定に基づき、本合併及び本契約に必要な事項に関する株主総会の承認決議は経ないものとする。

第７条（会社財産の引き継ぎ）
乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第８条（会社財産の管理）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常通りそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

第９条（従業員の引き継ぎ）
甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙間で協議の上、これを決定する。

第 10 条（合併条件の変更及び契約の解除）
甲及び乙は、（１）本契約締結日から効力発生日までの期間に、合併のために必要な許認可もしくは合併に伴って必要となる第三者の同意が得られなかったとき、または（２）本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲及び乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第 11 条（協議事項）
本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

以上、本契約の成立を証して本書１通を作成し、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2026 年 10 月 16 日

甲：　大阪府大阪市淀川区宮原一丁目６番１号
株式会社イーエムシステムズ
代表取締役　國光 宏昌

乙：　東京都港区芝一丁目 10 番 11 号
株式会社グッドサイクルシステム
代表取締役　大石 憲司

（別紙２）

第 22 期　計算書類

株式会社グッドサイクルシステム

（第 22 期計算書類）

貸借対照表

（2025 年 12 月 31 日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産		**流動負債**	
現金及び預金	671,348	買掛金	416,102
売掛金	373,343	未払金	164,622
商品	235,175	1 年内返済予定の長期借	26,150
仕掛品	16,369	入金	99,999
前渡金	2,135	未払費用	25,116
前払費用	2,928	未払法人税等	27,940
その他	31,380	未払消費税等	16,539
貸倒引当金	13,121	前受金	15,376
	△3,106	預り金	11,982
		その他	28,373
固定資産		固定負債	202,213
有形固定資産	305,674	長期借入金	191,666
建物	26,117	繰延税金負債	2,175
車両運搬具	18,807	資産除去債務	8,371
工具、器具及び備品	0	**負債合計**	618,315
無形固定資産	7,309		
ソフトウエア	217,845	**（純資産の部）**	
ソフトウエア仮勘定	212,853	**株主資本**	358,707
投資その他の資産	4,992	**資本金**	380,078
破産更生債権等	61,711	**資本剰余金**	370,078
長期前払費用	932	資本準備金	370,078
繰延税金資産	82	**利益剰余金**	△391,449
その他	53,435	その他利益剰余金	△391,449
貸倒引当金	7,731	繰越利益剰余金	△391,449
	△469		
		純資産合計	358,707
資産合計	977,023	**負債及び純資産合計**	977,023

損益計算書

（自 2025 年 1 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,286,525
売上原価		1,671,194
売上総利益		615,331
販売費及び一般管理費		429,746
営業利益		185,584
営業外収益		
受取利息及び配当金	358	
その他	1,666	2,024
営業外費用		
支払利息	1,384	
その他	175	1,559
経常利益		186,049
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産除却損	6,669	6,669
税引前当期純利益		179,389
法人税、住民税及び事業税	29,865	
法人税等調整額	△12,665	17,199
当期純利益		162,189

株主資本等変動計算書

（自 2025 年 1 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	380,078	370,078	△553,639	196,517	－	196,517
当期変動額						
新株の発行						－
当期純利益			162,189	162,189		162,189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	－	162,189	162,189	－	162,189
当期末残高	380,078	370,078	△391,449	358,707	－	358,707

【個別注記表】

（自 2025 年 1 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

①たな卸資産

（イ）商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（ロ）仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

②無形固定資産

市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（5 年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．その他計算書類作成の基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　723,000 株

２．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来してないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式　13,078 株

Ⅲ．その他の注記

（端数処理）

計算書類及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております